

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する規則

平成14年3月22日

規則第14号

改正 平成20年12月15日 規則第2号 平成22年6月30日 規則第3号

平成21年3月30日 規則第2号 平成23年3月31日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「条例」という。）に規定する職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員とは、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

(条例第2条の2第3号イの規則で定める場合)

第2条の2 条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は育児休業の承認の請求があつた時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行つているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(育児休業に係る子を養育するための申出)

第3条 条例第3条第4号の規定による申出は、育児休業等計画書（別記様式第1号）により行うものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記様式第2号）により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を求むる場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2

週間)前までに、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。

- 2 管理者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

- 2 前項の届出は、養育状況変更届(別記様式第3号)により行うものとする。

- 3 第4条第2項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第13号。以下「期末勤勉規則」という。)第2条第3号から第5号までに掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(期末勤勉規則第7条第3項に規定する期間を除く。)

第9条 削除

(再度の育児短時間勤務に係る子を養育するための申出)

第10条 第3条の規定は、条例第10条第5号の当該子を養育するための計画について準用する。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第11条 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書(別記様式第4号)を、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。

- 2 第4条第2項本文の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について準用す

る。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第12条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)

第13条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。法第17条の規定による育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

(部分休業の承認の請求手続)

第14条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（別記様式第5号）を、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。

2 第4条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

3 第12条の規定は、部分休業について準用する。

(条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第14条の2 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務時間が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日規則第2号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日規則第3号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 様

所 属 _____

職・氏名 _____ ⑩

印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 号の規定により再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年月日生
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
再度の請求予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
4 配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他()		
5 備考			

- 注1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入する。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、1から4までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 6 該当する□には、レ印を記入すること。

(表)

育児休業承認請求書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

所 属

職・氏名 ㊟

次のとおり育児休業の承認を請求します。
 育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
	----- -----	
3 請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日 まで
6 備考		

(裏)

記入上の注意

- 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。ただし、非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条第1項第9号に掲げる場合における休暇又はこれに準じて非常勤職員がすることができる産後休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には、△印を記入すること。

別記様式第3号

養育状況変更届

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 様

所 属

職・氏名 (印)

次のおり 育 児 休 業
育 児 短 時 間 勤 務 に 係 る 子 の 養 育 状 況 に つ い て 変 更 が 生 じ た の で 届 け 出
部 分 休 業
ます。

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
- 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 その他()
- 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- その他()

発生日

年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

所 属 _____

職・氏名 _____ ㊟

次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)		
4 請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
5 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態)		
	勤務日及び時間帯	月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :)	
6 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
7 備考			

- 注1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□には、レ印を記入すること。

(表)

部分休業承認請求書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 様

所 属 _____

職・氏名 _____ 印

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親			
氏 名		氏 名			
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
3 請求期間及び時間	期間		時間		時間数
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分から	時間 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分まで		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午後 時 分から	時間 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分まで			
4 備考					

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考」欄に記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入のこと。
- 4 該当する□には、レ印を記入すること。

